

⇒p.104 ~ p.105

- 1 (1) 始皇帝 (2) イ
- 2 (1) A口分田 B 5  
(2) C天皇のきさき D天皇
- 3 (1) イ  
(2) ①A惣 B応仁の乱  
②(例) 自治が行われるようになった
- 4 (1) (例) 商人が貸した金が、帳消しにされずにすむから。  
(2) ウ  
(3) 人物名一松平定信 X× Y○ Z×

解説

- 1 (1) いくつかの国に分かれて争う春秋・戦国時代ののち、紀元前221年、秦の始皇帝が中国を統一した。写真の人形は兵馬俑といい、中国の西安郊外にある遺跡から大量に発掘された。人物をかたどった等身大の焼き物で、1人1人顔立ちなどが異なっている。始皇帝は、万里の長城や始皇帝陵、大運河などを建設するため、人々に厳しい労役を課した。始皇帝の死後、秦はまもなくほろび、その後、漢が大帝国をつくった。  
(2) 紀元前4～3世紀は、日本に稲作が伝わり、縄文時代から弥生時代に変わる時期である。稲作とともに、金属器が伝わった。ア…二毛作は鎌倉時代には近畿地方、室町時代には全国に広まった。ウ…座は主に室町時代につくられた。エ…主に奈良時代の様子。防人には東国の兵士が多く、装備や往復の費用も自分で負担しなければならなかった。
- 2 (1) 口分田は、6歳以上の男女にあたえられ、死ぬと国に返させた。資料1では、一番下の孔王部嶋津売だけが6歳未満で、口分田があたえられない。  
(2) 兼家の娘の超子が冷泉天皇のきさきとなって、生まれた子が三条天皇になっている。また、道長の娘の彰子が一条天皇のきさきになって、生まれた子が後一条天皇や後朱雀天皇になっている。このことにより、兼家や道長は天皇の祖父となり、政治の実権をにぎったことがわかる。
- 3 (1) 荘園は、もともと貴族や寺社が新たに開墾したり、寄進されたりした私有地のこと。朝廷から不輸の権(税を納めなくてもよい権利)、不入の権(国司の立ち入りを拒める権利)を認められていた。源頼朝は、1185年、朝廷に認め

られて、荘園や公領ごとに地頭を置き、年貢の取り立てや警察の仕事を行わせた。しだいに地頭の権限は強まり、土地に対する権利や年貢を半分取る権利を認められていった。資料1からは、土地を地頭と領家が半分ずつに分けている様子(これを下地中分という)、資料2からは、年貢における地頭の取り分が、鎌倉初期に比べて、鎌倉後期には大きく増えていることが読み取れる。

エの株仲間江戸時代の商工業者の同業者組織、守護は源頼朝が国ごとに置いた役職である。

- (2) ① A惣は農村の自治組織で、寄合を開いて村のおきてを決めるほか、ほかの村との話し合いや、年貢をまとめて納めるなどのほたらきをした。B応仁の乱は、将軍のあとつぎ争いや守護大名の対立などが原因でおこり、京都を中心に10年あまりも戦いが続いた。その中で、京都は焼け野原となり、祇園祭も中断された。  
② 室町時代には、山城の国一揆や加賀の一向一揆などのように、守護大名を追い出したり倒したりして自治を行う地域も出てきた。
- 4 (1) 「商人」、「帳消し」の語句を用いること。座をなくし、市場での税を免除する「楽市」の政策が示されていることから、この資料は楽市令だとわかる。手放した土地を返させたり、借金を帳消しにさせる法令を徳政令といい、安土城下は適用外とされた。  
(2) 琉球は17世紀の初めに薩摩藩の島津氏に武力で征服された。それまで琉球は独立国として中国に朝貢して貿易を行っていたので、薩摩藩はこの琉球を通して、間接的に清との貿易を行うようになった。アは朝鮮、イは蝦夷地、エは清。  
(3) 松平定信の改革の厳しい統制にいやげがさし、「わいろで汚れていた田沼意次の政治がなつかしい」とよんでいる。田沼意次の後に松平定信が政治を行った点をおさえておく。  
X…寛政の改革は18世紀。ルターらによる宗教改革は、16世紀に行われた。Y…1789年にフランス革命がおこり、人権宣言が出された。Z…ロシア革命は20世紀におこった。